

千葉地方裁判所委員会（第41回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成29年9月13日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

青柳洋治，大塚真理子，岡本哲人，女屋光基，金子武志，小関賢一，阪本勝，柴田寛之（委員長），高野次夫，轟木逸子，森本亨

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第4部裁判官 藤井俊郎

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事等

(1) 委員長挨拶等

開会に当たり，委員長から挨拶があった。

また，前回の委員会における委員の意見を踏まえて，簡易裁判所の民事調停制度を積極的に広報するために，10月17日に千葉県調停協会連合会と共催して，民事調停をテーマとした広報行事を開催する予定との報告があった。

(2) 新任委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された金子武志委員，村田英明委員が紹介された。

(3) 委員長代理の氏名

委員長は、委員長代理として金子武志委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員(●は裁判所委員である金子委員)，■藤井裁判官)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「犯罪被害者保護制度について」をテーマとして、意見交換を行うこととした。

※ 意見交換に先立ち、犯罪被害者保護制度の概要説明（別紙記載のとおり）並びにビデオリンク及び遮へいの実演見学が行われた。

◎ ビデオリンクや遮へい措置をとる件数は年々増えているのか。

■ そういう印象は受けている。

○ 遮へい措置をとっている事件はおおよそどれくらいあるのか。

■ 千葉地裁で、この1年間で証人尋問の際に遮へい措置がとられた証人の数は84人になる。

○ 証人が未成年者の場合に、どのような措置がとられているのか。

■ 性犯罪事件において16歳の被害者の証人尋問を行う際に、被告人と被害者の関係性等を考慮して、ビデオリンクまでは不要と考えたが、遮へいの措置をとったことがある。また、他庁での経験であるが、6歳の女の子が被害者であった事件では、なるべくリラックスして話してもらえるように、人形等が備え置かれている家庭裁判所の審判廷を借りて証人尋問を行ったことがあった。

● 証人が本当に小さい子で慣れた環境でなければ話せず、ビデオリンクの方法もとれない場合は、期日外尋問ということで、裁判所外の本人が落ち着ける場所に関係者が訪問して尋問をする方法も最終的な手段としてとり得る。

○ ビデオリンクという制度ができたから協力するという証人も増えたのか。

● おそらくそうだと思う。

◎ 遮へい措置やビデオリンクでの証人尋問が終わった後に、証人からこうい

うことが気になったとかもう少しこうしてほしかったなどという指摘は検察官にあるのか。

- 検察官からは証人に対し、事前に制度上こういうことはできるが、こういうことはできないよという説明をするが、特に証人からそのような指摘はない。そもそも証人として出るのが嫌な方はビデオリンクがあるからという説明をしても難しいのではないか。なお、証人から被告人が座った椅子に座るのは嫌だという申し出があった場合には、裁判所に依頼して対応してもらったことはあった。
- ◎ 弁護人の立場で被告人から指摘されることはあるのか。
- 特に指摘されることはない。本日の見学で、弁護人が反対尋問権の点から意見を述べたり、一方では被害者参加弁護士が手続に参加している中で、裁判所側でいろいろと調整に苦労しているというのは、よく分かった。ところで、ビデオリンクを使った場合とそうではない場合を比較すると心証がとりにくいようなことはあるのか。
- ビデオリンクを採用した事件が二、三件程度しかないので、比較が難しいところではあるが、目の前で発言してもらう方が介入しやすい側面はあるものの、特にビデオリンクだから心証がとりづらいつらいつらとか判断に迷うということはない。
- 通常のケースでは差が見られないが、付添人がついた場合には、証人が発言する内容を付添人に相談することもあり、心証がとりづらいこともあった。

また、ビデオリンクは証人の表情を読み取りやすい一方、最近、暴力団関係者が被告人の裁判員裁判において、ビデオリンクでの証人尋問を実施したが、その証人も暴力団関係者であり、映像がアップされると圧迫感があるために、裁判員の中には少し体調が悪くなった方もいた。裁判員の精神的ケアについて配慮する必要がある。
- 女性の立場から申し上げると、性犯罪の被害者は遮へいの措置がなされて

いても、被告人と同じ法廷内にいれば精神的にかなりきついで、冷静に証言できるのか疑問を感じるが、逆にビデオリンクのように別室に待機できるのであれば少しは落ち着いて発言できるのかなという印象を受けた。

ところで、遮へいとビデオリンクの措置については、被害者の代理人に選ばせることができるのか。

- 検察官から証人尋問の申請の際に、被害者からの申出事項も含めて、弁護人の意見を聴いて判断することになるが、その前提として、検察官が被害者に対してこういう制度があるのでどうでしょうかと確認していると思われる。
- 被害者本人が希望を言えば、検察官の方で対応するということか。
- その通りである。
- ◎ 検察官の方からビデオリンクの申し出があった際に、弁護人から特段意見が出ている場合は別として、裁判所から別の方法を勧めるようなことはあるのか。
- 裁判所からということではなく、検察官から申し出がされた内容につき裁判所で判断することになる。
- ビデオリンクでの証人尋問の申し出があった際に、弁護人が反対意見を述べることもあるという話があったが、弁護人の承諾がなければならないのか。
- そのようなことはない。弁護人が反対意見を述べたとしても、裁判所が相当と認めればそのような措置をとるという規定になっている。
- 犯罪被害者保護制度を運用していくためには、一定程度の労力と設備が必要だと感じたが、千葉地裁本庁以外の各庁舎においても同様の水準が保たれているのか。
- 庁によっては、ビデオリンクの設備が常設されていないので、必要な場合に機械を設置して行っているのが実情であるが、設置が大変だからやめようということではなく、必要に応じて行うべき事件では行い、対応もできている

ところである。

- 損害賠償命令の申立てがされて、実際に損害が補償されることがあるのか。
- 損害賠償命令制度は、刑事記録の証拠等を使って手軽な手続で債務名義を取得できる点については被害者に資する部分があるが、同制度で取得した債務名義を用いて現実に執行できるかどうかは被告人の資力に関わってくるところが大きい。
- 昨年の損害賠償命令の申立ては10件に満たないとのことだが、犯罪実数からするとわずかな件数だと思われる。これは、申請してもどうせ回収できないとか、手続が煩雑だとか、2次被害や3次被害の危険性を恐れているのかなど被害者の心証からどのような要因が考えられるのか。
- 千葉の件数は、同規模の他庁に比べると少ない気がするが、なぜ損害賠償命令制度が利用されていないのかはよく分からない。
- 事実関係に争いが無いが、支払能力が現実にはない場合は、ある程度支払可能な長期の和解案を認めることはある。どこまで被害者にとって実効性があるのか分からないという点はあるが、長くてもいいから支払いを続けてもらえることを希望する被害者にとってはその方が心情的にも落ち着くということで、そのような中間的な運用をすれば利用しやすくなるのではないか。
- 損害賠償命令の申立てについての決定に異議があれば民事訴訟に移行するが、最近そのようなケースで民事訴訟に係属される事件は比較的少ない。最初から民事訴訟を提起したり、資力がない人を相手にしても仕方がないと諦めたり、犯罪被害者給付金の制度を利用されたり、弁護士をつけて示談等により実質的な被害の回復を図ったりと色々なパターンがあるのではないかと思われる。
- 先ほどの遮へい措置の見学を踏まえて、証人が法廷に入って席についた後に蛇腹をはずされたときの圧迫感がすごいのではないかと思われる。
- 実際に自分も席に座ってみてどのような景色が映るのか確認しながら、で

きるだけ証人に負担のない動線を工夫しているが、すべての不安まで取り除けてはいないのかもしれない。

- 遮へい措置に蛇腹や衝立を使用していたが、設置する際に時間がかかると証人も動揺するので、法廷の上部にレールを付けてカーテン等で仕切りを作ったほうがスムーズではないか。
- 被告人や弁護人の数は事件によってまちまちであり、法廷によって備え置かれている機材も異なるので、固定してしまうと各事件への柔軟な対応が難しいと思われる。
- ◎ 民事訴訟においても遮へい措置を採る事件はあるのか。
- 件数としてはあまりないが、セクハラ事案で被害者の女性を証人として尋問する際に被告人と顔を合わせないように遮へいしてほしいとの申し出を受けて、刑事事件のように蛇腹で完全に見えなくするまでの措置は行わなかったが、証人の入退廷の際には被告人に席をはずしていただくような配慮は行った。
- 証人から生の声を聞かれないという申し出があった場合、声を変えるような配慮はできないのか。
- 裁判官の心証の材料となるので証人の声を変えることは難しいように思われる。
- ビデオリンクや遮へいなど被害者保護に関する説明は受けてきたが、逆に被告人を保護するような制度はあるのか。
- 証人からの遮へいの申し出について、遮へいがないと話せないというのは、何かやましいことがあるからではないかと被告人側が強く反対するケースもあるが、事案ごとに被告人と証人の関係性等も考慮して被告人の言い分も聴きながら判断している。例えば、未成年者が被害者の事件については、たとえ被告人が無罪を主張していたとしても、被害者に証言してもらうためには遮へいをせざるを得ない場合もある。

- 被告人保護の点で補足すると、最近では、弁護人との意思疎通を密にして的確に質問できるように、身柄が拘束されている被告人も弁護人の横に座ってもらうこともあるし、被告人の身の安全をより確保するために、法廷に入る者に対し所持品検査を行うこともある。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成30年2月21日午後1時15分に開催することに決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の千葉地方裁判所委員会では、「労働審判制度について」をテーマとして意見交換を行うこととした。

以上

(別紙)

「犯罪被害者保護制度について」～専ら裁判所が関与する領域において

1 立法経過

- ・ 刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成11年法律第138号）
- ・ 犯罪被害者保護二法（平成12年法律第74，75号）
- ・ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
- ・ 第1次犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成20年法律第19号）
- ・ 第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）
- ・ 第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）
- ・ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）

2 具体的内容

※被害者等の定義（刑訴法290条の2①）

：当該事件の被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者，直系親族若しくは兄弟姉妹

(1) 起訴段階

【被害者特定事項秘匿決定（刑訴法290条の2，291条）】

○内容

：氏名，住所等，被害者等を特定させる事項を法廷で明らかにしない決定
代替呼称の定め

○主な対象事件

：①性犯罪，わいせつ目的誘拐，淫行，児童ポルノ，その他，氏名等が明

らかにされると被害者の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがある事件，②氏名等が明らかにされると被害者若しくはその親族の身体，財産に害が及ぶおそれがある事件

○手続

：①については検察官を通じ，被害者等からの申し出により，被告人または弁護人の意見を聴いて，②については申し出を待たず，検察官及び被告人または弁護人の意見を聴いて，相当と認めるときに決定する。

○秘匿情報の管理について

- ・ 裁判官，書記官，事務官相互の間での情報共有
- ・ 起訴状写しを報道機関に閲覧させる場合の秘匿情報のマスキング処理
- ・ 判決要旨を報道機関に交付する場合の配慮
- ・ 証人尋問の際の人定質問・宣誓のやり方
- ・ 証人尋問調書への証人の住所の記載の省略
- ・ 記録上現れた秘匿情報に対するマスキング処理 等

(2) 公判前整理手続段階（証拠開示段階）

【証人等の氏名及び住居の開示に関する措置（刑訴法299条の4～7）】

○内容

：証人等の氏名及び住居について，証拠開示あるいは訴訟記録の閲覧謄写を通じ被告人に知られることにより，証人等に害が加えられる恐れがあるときは，弁護人に対し，その機会を与えた上で，被告人に知らせはならないとの条件を付したり，知らせる時期や方法の指定をする措置や，被告人及び弁護人に対し，氏名又は住居を知る機会を与えないこととした上で，氏名に代わる呼称等を知らせる措置をとることができる。

(3) 裁判員選任手続段階

【選任手続の工夫例】

○内容

：裁判員候補者は，選任期日において初めて事件の概要を知らされ，被告人や被害者，請求予定証人との関係の有無を尋ねられる。その際，被害者特定事項秘匿決定を行った事件については，選任期日においてもその氏名等を伏した上，その他の事件情報から知り合いではないか，との心当たりを尋ね，該当者については個別質問において詳細を尋ねるようにしている。

○具体例

〈事件の概要〉

被告人は，平成29年●月●日，千葉県船橋市内で被害者に暴行を加え，強いてわいせつな行為をし，全治2週間を要する傷害を負わせた，とされる事件

〈事件関係者〉

- ・被告人 ●●●●（実名），26歳
- ・被害者 年齢 当時22歳
- ・証人 ●●●●（実名）

(4) 審理段階

【被害者参加制度】

○対象事件（刑訴法316条の33）

- ・故意の犯罪行為により人を死傷させた事件（殺人，傷害致死，傷害，強盗致死傷，強制わいせつ等致死傷，危険運転致死傷等）
- ・わいせつ犯罪（強制わいせつ，強制性交等）
- ・逮捕，監禁罪

- ・ 過失運転致死傷

○内容

- ・ 公判期日への出席（刑訴法 316 条の 34）
- ・ 出席の際の付添い，遮へいの制度（刑訴法 316 条の 39）
 - ※多数被害者が参加した場合の苦勞（入廷の動線，相互に認識できず，かつ，裁判所からは確認できる配置）
- ・ 証人尋問（刑訴法 316 条の 36），被告人質問（刑訴法 316 条の 37）
 - ※証人尋問は，情状に関する事項について証言の証明力を争う限度で。
- ・ 弁論としての意見陳述（刑訴法 316 条の 38）
 - ※訴因として特定された事実の範囲で，事実又は法律の適用についての意見を述べることができる。（傷害致死で起訴された被告人について，殺意があったはずであるとの意見を述べることはできない。）
- ・ 被害者参加人のための国選弁護制度（犯罪被害者保護法 11～18 条）
 - ※資力要件 200 万円（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令 8 条）
 - ：被害者参加人の資力（現金，預貯金，小切手の合計）から犯罪行為により 6 か月間の内に支出を要する治療費を控除した額が 200 万円以下であること。

【証人となる場合の被害者に対する配慮】

〈遮へい措置（刑訴法 157 条の 5）〉

○証人と被告人間の遮へいの要件

：犯罪の性質，証人の年齢，心身の状態，被告人との関係等により，証人が被告人の面前で供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合であって相当と認められる場合

○証人と傍聴人間の遮へいの要件

：犯罪の性質，証人の年齢，心身の状態，名誉に対する影響等を考慮し，相当と認められる場合

〈ビデオリンクによる証人尋問（刑訴法157条の6）〉

○要件

：わいせつ犯罪，児童買春・児童ポルノ犯罪等被害者のほか，犯罪の性質，証人の年齢，心身の状態，被告人との関係等により，法廷等では圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められるとき。

【心情に関する意見陳述（刑訴法292条の2）】

○内容

：被害者等又は被害者の法定代理人は，被害に関する心情に関する意見陳述を行うことができる。

証拠調べを終えた段階（論告前の段階）で行われる。

書面によることも可能。

口頭で行う場合には，証人尋問同様，付添いを付け，あるいは遮へい措置を講じ，あるいはビデオリンク方式によることも可能。

(5) 判決段階

【損害賠償命令制度】（犯罪被害者保護法23条～43条）

○内容

：被害者又は被害者が死亡した場合の相続人が，刑事手続の成果を利用して簡易迅速に損害賠償権を行使するための手続

○対象事件

- ・故意の犯罪行為により人を死傷させた事件（殺人，傷害致死，傷害，強盗致死傷，強制わいせつ等致死傷，危険運転致死傷等）
- ・わいせつ犯罪（強制わいせつ，強制性交等）

- ・ 逮捕， 監禁罪

※被害者参加制度対象事件とほぼ同一であるが， 過失運転致傷罪は対象外

○手続の概要

- ・ 申立： 起訴から第1 審の弁論終結までに行わなければならない。

手数料は2 0 0 0 円

- ・ 審理： 刑事被告事件の有罪判決後， 直ちに審尋期日を開くのが原則。

審理は4 回以内の期日で終えなければならない。 責任又は損害について本格的に争われる事件については， 通常の民事訴訟手続きに移行させるのが一般。